田北九州市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

上

◇規 則 ページ ○ 北九州市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則【総務 局人事部給与課】 3 ○ 失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則【総務局人事部給与 課】 5 ○ 北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の一部を改正する規 則【環境局循環社会推進部業務課】 6 ◇ 告 示 ○ 指定障害福祉サービス事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害 者支援課】 7 ◇ 交 通 局 ○ 保険契約に係る一般競争入札の公告【交通局総務経営課】 8

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 北九州市職員退職手当支給条例の一部改正に伴い、規則において引用する 同条例の条項ずれを改めることにしました。
- 2 平成28年4月以後の北九州市職員の給与に関する条例の教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 1級であったものに係る退職手当の調整額について、支給要件を改めること にしました。

この規則は、令和2年4月1日から施行することにしました。

◇失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

北九州市職員退職手当支給条例の一部改正に伴い、規則において引用する同条例の条項ずれを改めることにしました。

この規則は、令和2年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、規則において引用する同法の条項ずれを改めることにしました。

この規則は、令和2年3月17日から施行することにしました。

北九州市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月17日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第9号

北九州市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則 北九州市職員退職手当支給条例施行規則(昭和38年北九州市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第9条中「別表ア又はイ」を「別表ア、イ又はウ」に改める。

第11条中「第7条」の次に「から第7条の3まで」を加える。

第11条の2各号列記以外の部分中「第7条の2第2項第10号」を「第7条の4第2項第10号」に改め、同条第1号中「第7条の2第4項」を「第7条の4第4項」に改め、同条第2号中「第7条の2第8項各号」を「第7条の4第8項各号」に改め、同条第3号中「第7条の2第10項」を「第7条の4第10項」に改め、同条第4号中「第7条の2第12項」を「第7条の4第12項」に改め、同条第5号中「第7条の2第13項」を「第7条の4第13項」に改める。

第11条の3第1項及び第2項中「第7条の2第8項」を「第7条の4第8項」に改める。

第11条の4第1項及び第2項中「第7条の2第11項」を「第7条の4第 11項」に改める。

第11条の5中「第7条の2第12項」を「第7条の4第12項」に改める

第11条の6中「第7条の2第13項」を「第7条の4第13項」に改める

第11条の7中「第7条の2第14項」を「第7条の4第14項」に改める。

別表のウの表の第8号区分の項第3号及び第4号中「もの」の次に「のうち 市長が定めるもの」を加える。

第1号様式及び第2号様式中「第7条の2第8項」を「第7条の4第8項」 に改める。

第3号様式及び第4号様式中「第7条の2第11項」を「第7条の4第11項」に改める。

第5号様式中「第7条の2第12項」を「第7条の4第12項」に改める。 第6号様式中「第7条の2第13項」を「第7条の4第13項」に改める。 第7号様式中「第7条の2第14項」を「第7条の4第14項」に改める。 第8号様式(裏)の備考第2項、第9号様式(裏)の備考第2項、第10号 様式(裏)の備考第2項、第11号様式(裏)の備考第2項、第12号様式(裏)の備考第2項及び第13号様式(裏)の備考第2項中「第7条第1項」の 次に「及び第7条の2」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する改正前の第1号様式から第13号様式まで の規定による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。 失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和2年3月17日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第10号

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

失業者の退職手当支給規則(昭和44年北九州市規則第25号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第2号、第2号様式(別紙)、第4号様式(別紙)及び第11号様式(裏面)中「第7条の2第10項」を「第7条の4第10項」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されている改正前の第2号様式、第4号様式及び第11号様式(次項において「旧様式」という。)による書類は、改正後の第2号様式、第4号様式及び第11号様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月17日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第11号

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則(平成6年北九州市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第3号中「へ」を「ト」に、「チ」を「リ」に、「ヌ」を「ル」に改め、同条第3項中「の規定による」を「に規定する」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市告示第64号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号。以下「法」という。)第46条第2項の規定による指定障害 福祉サービス事業の廃止の届出があったので、法第51条第2号の規定により 次のとおり告示する。

令和2年3月17日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者 (就労移行支援)

事業所又は施設の	事業所又は施設の設置者	事業の主	事業所番号
名称及び所在地	の名称、主たる事務所の	たる対象	
	所在地及び代表者名	者	
未来サポートステ	株式会社未来サポート	特定無し	4017600570
ーション関門	北九州市門司区柳町一丁		
北九州市門司区黄	目12番21号		
金町2番24号第	代表取締役 馴松 和己		
3マナーハウス			

2 廃止年月日

令和元年12月31日

北九州市交通局公告第8号

一般競争入札により、保険契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び北九州市交通局契約規程(昭和39年北九州市交通局管理規程第5号。以下「契約規程」という。)において準用する北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。)第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年3月17日

北九州市交通局長 池 上 修

- 1 保険内容
 - (1) 保険名 自動車保険(任意)
 - (2) 保険内容等 仕様書で定めるとおり
 - (3) 保険契約期間

令和2年4月10日午後4時から令和3年4月10日午後4時まで

- (4) 履行場所 北九州市若松区東小石町3番1号北九州市交通局若松営業所及び向田営業所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とする。
- 2 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所

北九州市若松区東小石町3番1号 北九州市交通局総務経営課

(2) 期間

この公告の日から令和2年3月27日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)を除く。)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで並びに同月30日の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後2時まで

- 3 入札に参加するための要件
 - (1) あらかじめ入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。
 - (2) 入札参加申込みは、所定の様式を提出すること。
- 4 入札参加申込みを受け付ける場所及び期間
 - (1) 場所

北九州市若松区東小石町3番1号 北九州市交通局総務経営課

(2) 期間

ア 持参する場合は、この公告の日から令和2年3月26日まで(日曜日等を除く。)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までに提出すること。

イ 郵送する場合は、第1号の場所に書留郵便により、この公告の日から 令和2年3月26日午後4時30分までに必着のこと。

- 5 入札及び開札の日時並びに場所
 - (1) 入札日時 令和2年3月30日 午後2時
 - (2) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。
 - (3) 入札及び開札場所

北九州市若松区東小石町3番1号 北九州市交通局42会議室

6 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 北九州市交通局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等 に関する規程(平成7年北九州市交通局管理規程第1号)第2条において 準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿(以下「有資格業者名簿」という。)に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第 1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもっ て入札を行った者を落札者とする。
- (5) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在 地等

北九州市交通局総務経営課

〒808-0017 北九州市若松区東小石町3番1号

電話 093-771-8401